

新発田地域広域事務組合規則第4号

新発田地域広域事務組合一般職の職員の旅費に関する条例施行規則

新発田地域広域事務組合一般職の職員の旅費に関する条例施行規則（昭和47年新発田地域広域事務処理一部事務組合規則第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、新発田地域広域事務組合一般職の職員の旅費に関する条例（昭和49年新発田地域広域事務処理一部事務組合条例第26号）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（旅費の支給基準及び支給方法）

第2条 旅費の支給基準及び支給方法に関しては、別に定めがあるもののほか、新発田市職員の旅費に関する条例施行規則（令和8年新発田市規則第14号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。